

スクール・セクハラ根絶！～児童・生徒の健全な成長のために～

スクール・セクハラとは？

スクール・セクハラ(セクシャル・ハラスメント)とは、学校の内外において、教職員が児童生徒等に性的な言動(発言や行為)を行うこと。

スクール・セクシャル・ハラスメントは児童生徒への重大な人権侵害です！

① スクール・セクハラとなる発言(例)

- ・スリーサイズ等の身体的特徴や恋愛経験についてたずねる。
- ・性的な冗談やからかい、食事やデートへの誘い、性的な噂を流布する。
- ・「恋人はいるの?」「性的経験は?」等個人的、性的な質問をする。
- ・「男らしく…」「女らしく…」など性別によって決めつけた発言をする。
- ・SNS等に性的書き込みをする等

【参考】「スクール・セクシュアル・ハラスメント防止に関する指針」
(大分県教育委員会 H15.3)

② スクール・セクハラとなる行為(例)

- ・わいせつ行為(体への接触、キス等)、みだらな行為(性交または類似行為)をする。
- ・交際を迫る。交際する。
- ・のぞきや盗撮をする。
- ・教科や部活動等の指導の中で、スキンシップやマッサージなどと称して体や髪の毛に触れたり寄りかかったりする。
- ・雑誌等の卑猥な写真をわざと見せたり、貼ったりする。

大分県でもスクール・セクハラが起きています！

<事例1>大分県内公立中の40歳代男性教諭、女子生徒に対するみだらな行為で免職

大分県教委は令和3年6月11日、平成30年3月から令和3年3月まで女子生徒とみだらな行為を複数回行った公立中学校の男性教諭を免職処分とした。

<事例2>大分県内公立中の40歳代男性教諭、女子生徒に対するわいせつな行為で免職

大分県教委は令和3年12月24日、令和2年9月から令和3年3月まで、女子生徒に対し、学校内でわいせつな行為を複数回行った公立中学校の男性教諭を免職処分とした。

いずれの場合も、起こったきっかけとなったのは、

生徒との1対1のSNS等のやり取りです！

スクール・セクハラに関する国の動き

●教育職員等による児童生徒性暴力の防止等に関する法律(令和4年4月1日施行)

目的:教育職員等による児童生徒性暴力の防止、児童生徒等の尊厳を保持、権利権益の擁護

定義:懲戒処分の対象となる行為(児童生徒の同意や暴行・脅迫等の有無は問わない)

児童生徒とは、学校に在籍する幼児、児童又は生徒・18才未満の者

禁止行為:教育職員等は、児童生徒暴力等をしてはならない。

理念、責務等:児童生徒の安心確保、被害児童生徒の保護、適正かつ厳格な懲戒処分等

再免許:免許失効後、厳しいルールに基づき可否を判断

●教育職員等による児童生徒性暴力の防止等に関する基本的指針(令和4年3月18日通知)

・性暴力は「魂の殺人」 言語道断 ・教育職員による児童生徒性暴力等は全て法律違反

・学校、教委、学校法人、警察等は、児童生徒を性暴力の犠牲者とさせないという断固たる決意

・学校、設置者、警察署で情報共有、保護・支援 ・免許管理データベース保存期間40年

大分県教育委員会の通知

「教職員と児童生徒との SNS 等によるやり取りの禁止等について」(通知)

(令和3年6月11日 教委教人第1129号)

- 1 教職員個人の携帯電話等(SNS等の送受信・通話)を児童生徒への連絡手段とすることを 公私に関わらず原則禁止とする。
- 2 校務や業務で他に連絡手段がない等やむを得ない場合に限り、SNS等での連絡を認める。その場合、事前に校長に「児童生徒への携帯電話等による連絡許可願」を申請、許可を受けること。連絡する場合は、宛先に管理職や保護者を追加し同時に連絡する等、教職員と児童生徒のやりとりが1対1にならないよう各学校で適切な処置を講じること。
- 3 児童生徒からの相談については、SNS等での送受信ではなく、原則対面で行うこと。SNS等で連絡があった場合、必ず管理職に報告した上で組織的な対応につなげること。
- 4 違反した場合は、服務規律違反として処分の対象になり得ること。
- 5 1～3の趣旨を、児童生徒及び保護者に周知するとともに、児童生徒からも私的な内容を含め、送信をすることがないように、指導を徹底すること。
- 6 個別指導等に当たっては、複数の教員で対応したり、外から中が見えない部屋で行わない等組織的な対応や密室状態を回避する措置を講ずること。
- 7 その他、必要に応じて各学校でルールや注意事項等を取り決め、共通認識を図ること。

学習・生活・部活動等の日常すべての教育活動で、

学校内外で、全教職員で、取組の徹底を！